

予算の編成

〔改訂 平成22年7月〕

毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる都道府県や市町村の予算を作成するのは、知事や市町村長だけが持っている権限である。さらに知事や市町村長から議会に提出された予算案を、都道府県議会や市町村議会が議決しない場合は、その知事や市町村長は自らで専決処分をし、成立させることもできる。

議会は修正権をもっているものの、予算案に計上された金額を若干、変更するていどの修正しかできない。都道府県や市町村の予算編成権と議会への予算案の提出権は、いわば知事や市町村長がもっている最大の権限である。

知事や市町村長は毎年度、4月からの新しい年度が始まる前までに、その都道府県や市町村の予算案をつくり、その議会に提出しなければならない。都道府県や政令指定都市では30日前までに、市町村では20日前までに議会へ提出するよう定められている。議会に提出された予算案は、その都道府県議会や市町村議会で審議されたうえ、出席議員の過半数の賛成の議決を経て、はじめて成立する。しかし、出席議員の数が足りず議会が成り立たないときとか、議会を招集する時間的余裕がなかったとき、あるいは議会で、どうしても予算案が議決されなかったときは、知事や市町村長はその予算案を、議会の議決なくとも、自らの判断で専決処分し、成立させることができる。もっともこの専決処分ですべての予算を成立させた場合は、その次に開かれる議会で必ず、報告しその承認を得なければならない。

都道府県議会や市町村議会は、知事や市町村長から提出された予算案を審議して議決するが、議会の議決を得てはじめて、都道府県や市町村は、予算執行することができる。都道府県知事や市町村長に予算の執行を許

す、という意味では、都道府県議会や市町村議会での予算案に対する議決権は重要だ。

一方、都道府県議会や市町村議会は、知事や市町村長から提出された予算案を、修正して議決することもできる。しかし、予算の編成権は、知事や市町村長にしかないので、「予算編成権を侵す」ような、たとえば、予算案に盛り込まれていなかったような項目を新たに付け加えるような修正はできない。ただわずかに、すでに予算案に盛り込まれている項目の金額をふやすとか、減らすとかの修正しかできない。金額をふやす「増額修正」を行う場合でも、予算案全体に大きな影響を与えるような大幅な増額は認められない、とされている。

なお、この議会による予算の修正については明確な基準がなく非常に困難な問題である。国会による予算修正に関する政府の見解が次のとおり示されている。

「一 予算については、憲法上内閣にのみ提案権が与えられており、一方、国会はこれを審議し、議決する権限を有する。

二 国会の予算修正については、増額修正を含めて可能と考えるが、それがどの範囲で行い得るかは、内閣の予算提出権と国会の審議権との調整の問題であって、前記のような憲法の規定から見て、国会の予算修正は、内閣の予算提案権を侵害しない範囲内において可能と考えられる。

三 御指摘の「項」の新設の問題については、「項」が予算の議決科目の単位であり、政府の施策がこれによって表現されるものであることを考えると、一般的に言って、むずかしかろうと考える。

また、仮に「項」の新設でなくても、既存の「項」の内容が全く変わってしまうような修正であれば、同様の趣旨から問題がある。

しかし、具体的にどのような修正が予算提案権を侵害することになるかは、個々のケースに即して判断すべき問題であると考える。」(第80回国会1977年(昭和52年)2月8日衆議院予算委員会3号12ページ)

第1編 第1章 地方自治の仕組み

知事や市町村長が、議会で議決した予算の内容について、これではしごとができないとか、法令や規則に違反していると判断したとき、あるいは、人件費などの義務的な経費や災害復旧費のような必要不可欠の経費を削ったような議決になったときには、その都道府県議会や市町村議会に、議決した予算を差し戻すことができる。しかし、議会が出席議員の3分の2以上で再び議決すれば、予算はそのまま成立する。知事や市町村長がそれでも、議会の議決に不服なときには、知事では総務大臣、市町村長では知事、の裁定を求めたり、裁判所に訴えたりすることができる。